

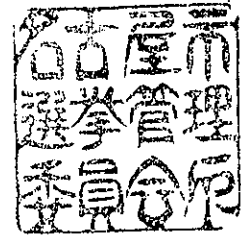
行政文書一部公開決定通知書

2市選 第168号  
令和3年3月19日

田中智之様

実施機関

名古屋市選挙管理委員会



令和3年2月1日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

<p>行政文書の名称</p>	<p>1 名古屋市選挙管理委員会が、愛知県選挙管理委員会から令和2年12月21日付けの依頼を受けて、高須克弥らを直接請求者として行われた愛知県知事解職の署名の調査に関し、作成している令和2年12月24日開催の名古屋市選挙管理委員会（区選挙管理委員会を除く。）の会議資料及び会議録。 署名調査簿を含め、調査結果に関して作成する文書全て。（愛知県選挙管理委員会に提出した各区分の署名調査表の最初及び最終頁に限る。）</p> <p>2 名古屋市選挙管理委員会が、前項の調査結果を愛知県選挙管理委員会に対して令和3年1月29日に報告するにあたり、上記同日頃、開催された名古屋市選挙管理委員会（区選挙管理委員会を除く。）の議事録。</p>	
<p>行政文書の公開の日時及び場所</p>	<p>日時</p>	<p>令和3年3月22日 <sup>午前</sup> 9時50分 午後</p>
	<p>場所</p>	<p>市民情報センター（市役所西庁舎1階）</p>
<p>行政文書の公開の方法</p>	<p>1 閲覧      ② 写しの交付      3 視聴</p>	

行政文書の一部を公開  
しない理由

1 「名古屋市選挙管理委員会が、愛知県選挙管理委員会から令和2年12月21日付けの依頼を受けて、高須克弥らを直接請求者として行われた愛知県知事解職の署名の調査に関し、作成している令和2年12月24日開催の名古屋市選挙管理委員会（区選挙管理委員会を除く。）の会議資料及び会議録。」について

・名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号に該当  
個人のもものと認められる署名は、公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるため、非公開とします。

・名古屋市情報公開条例第7条第1項第5号に該当  
市選挙管理委員会の行う事務に関する情報のうち個人的見解が含まれる発言及び他の地方公共団体の行う事務に関する情報（個人的見解が含まれる発言を含む。）であって、今後の当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがありますので、非公開とします。

発言者の氏名は、発言者が特定されることにより、誤解や憶測による様々な意見が寄せられることで、今後の当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがありますので、非公開とします。

「署名調査簿を含め、調査結果に関して作成する文書全て。（愛知県選挙管理委員会に提出した各区分の署名調査表の最初及び最終頁に限る。）」について

・名古屋市情報公開条例第7条第1項第4号に該当  
市並びに県及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、非公開とします。

・名古屋市情報公開条例第7条第1項第5号に該当  
市及び県が行う愛知県知事解職請求に係る署名簿の調査事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、非公開とします。

	<p>2 「名古屋市選挙管理委員会が、前項の調査結果を愛知県選挙管理委員会に対して令和3年1月29日に報告するにあたり、上記同日頃、開催された名古屋市選挙管理委員会（区選挙管理委員会を除く。）の議事録。」について</p> <p>・前項の調査結果を愛知県選挙管理委員会に対して、令和3年1月29日に報告するための名古屋市選挙管理委員会は開催しておらず、公開請求に係る当該文書が存在しないため、非公開とします。</p>
<p>備 考</p>	<p>&lt;決定を行った所管課&gt; 選挙管理委員会事務局選挙係 TEL：052-972-3315</p>

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（名古屋市選挙管理委員会が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。